

1

地方の財政 [8] 望ましい地方税の条件 [5.2, 5.4]

別所俊一郎

課税自主権の「適正な」行使

4

- 課税自主権の適正な行使とは
 - 住民の受益と負担の対応関係を明確化すること
 - 「限界的財政責任」を果たしていること
 - 公共サービスが増加するのに対応して税負担が増える
 - 住民からの規律付けに服していること
 - 「無駄な支出」がなくなるように住民が監視
- 「地方政府の支出がすべて地方税で賄われるべき」でもない
 - 分権化定理が成り立たないような状況もある
 - 便益の漏出などの財政外部性があるときなどには、地方税以外の収入があるほうが効率的になりうる
 - 次回以降の財政移転の議論を参照

前回までのあらすじ

3

- 日本の地方税の特徴
 - 地方税が地方政府の主たる財源とは限らない
 - 所得課税・消費課税・資産課税と幅広く課税
 - 所得課税：住民税（道府県民税、市町村民税）、事業税
 - 消費課税：たばこ税、自動車取得税、軽油取引税、消費税
 - 資産課税：固定資産税
 - とくに都道府県で法人企業課税への依存度が高い
 - 市町村は固定資産税が多い：土地・建物・償却資産
 - 法人課税依存に起因する都道府県税収の不安定性
 - 景気対策の一環としての法人減税の影響も
 - とくに法人二税の顕著な地域間格差
 - 地方消費税は地域間での違いが小さい

望ましい税の条件：応能・応益原則

5

- 応能原則
 - 税の支払い能力（担税力）に応じた税の負担を求める
 - 所得税：所得の大きい人がたくさん税を負担する
 - 所得再分配機能を同時に果たす
 - 所得再分配機能は、機能配分論では中央政府の仕事
- 応益原則
 - 公共サービスの対価として税負担を求める
 - 公共サービスを多く使っている人がたくさん税を負担する
 - 公共サービスの利用料がみな同じなら税負担も同じ
- 地方税は応益原則重視
 - 所得再分配機能は中央政府の仕事だから
 - 応能原則を無視していいというわけではない
 - 住民税は比例税なので、応能原則に従っている

望ましい地方税の条件

6

1. 税収が景気に左右されにくく、安定的
 - 税収が変動すると、サービスが安定的に供給されない
 - 景気変動の影響を受けにくい
 - 所得税・法人税は景気の影響を受けやすい：自動安定化装置
 - 機能配分論でも、マクロ対策は中央政府の仕事
2. 税源が地域間で偏在しておらず、均一
 - 税源の偏在は、サービス水準の違いにつながる
 - 税源がないことは、地域の選択というより、機会の不平等
 - 偏在を是正するための財政移転が弊害を生むかも

税負担のありかた：転嫁と帰着

8

- 納税義務者が税を負担するわけではない
 - 納税義務者：税務署に税金を払いに行く人
 - 消費税の例：売った店が税務署に行くが、負担は買った人（が多い）
 - 転嫁：納税義務者などが負担をほかの人に回すこと
 - 帰着：最終的に税の負担が決まること
- 法人所得税は誰に帰着するのか？
 - 法人2税は都道府県の基幹財源のひとつ
 - 税引き後利潤の低下 → 株主や投資家？
 - 製品価格の引上げ → 消費者？
 - 企業の流出 → 雇用を失う地域住民？

望ましい地方税の条件

7

3. 課税ベースが地域間で移動可能でない
 - 移動しやすい課税ベースは、高い税率を嫌って出ていくかも
 - 法人所得税が典型。個人住民税もありうる
 - 租税競争を誘発しやすい：過少課税になりやすい
 - サービスに対応しない税は「足による投票」で支持されないのはメリットではあるが
 - 地方政府間の移動は国内の移動なので、国際移動より障壁が低い
 - 「開放的な」経済
4. 住民が受益に応じて財政責任を負う
 - 非居住者に税負担を転嫁できない
 - 政府を監視し、規律付けるためには、住民が税負担を負う必要
 - 課税自主権は、地域のサービスのための税負担を他地域へ押し付ける権利ではない、

税負担のありかた：租税輸出

9

- 所得課税の課税地の原則
 - 源泉地主義：所得が発生した(生産が行われた)地域が課税権
 - 居住地主義：納税者の住んでいる地域が課税権
 - 例：地域Aに生産拠点がある会社の本社が地域Bにある
 - 源泉地主義なら：地域Aが課税
 - 居住地主義なら：地域Bが課税
 - 地域Aが源泉地主義を、地域Bが居住地主義を採用すると：二重課税
 - 国内で統一しておかないと困る
- 消費課税の課税地の原則
 - 源泉地主義：消費された財が生産された地域が課税権
 - 仕向地主義：最終消費が行われた地域が課税権
 - 例：地方消費税の税収の清算
 - 消費を基準に配分しているので、仕向地主義をとっている

移動可能な課税ベースと租税競争

10

- 水平的租税競争
 - 同級の地方政府が、地域間で移動可能性の高い課税ベースを引き付けるために、戦略的に税制を設定すること
 - 同級の：市町村同士、都道府県同士、国同士
 - 移動可能性の高い：企業を想定することが多い
 - 戦略的に：他の地域がどのような税制を設定するかを考慮したうえで
- 単純な設定での前提と帰結
 - 前提：2地域を考える
 - 地方政府は法人所得税をかける。税率のみを動かす。税率決定は同時。
 - 企業は税率の低い地域に、費用ゼロで移動できる
 - 帰結
 - 企業が立地しないと地方政府の税収はない →税率の引下げ競争
 - 2地域が協調して設定する税率よりも低い税率に落ち着く
 - 税率が過小になる
 - 税収で提供される公共サービスの水準が低くなる

地方税としての固定資産税

12

- 土地を課税対象とする固定資産税の地方税としての望ましさ
 1. 税収が景気に左右されにくく、安定的
 - 法人税に比べれば...
 2. 税源が地域間で偏在しておらず、均一
 - 土地はどこにでもある
 3. 課税ベースが地域間で移動可能でない
 - 土地は移動しない
 4. 住民が受益に応じて財政責任を負う
 - 公共サービスが良ければ地価が上がる
- この議論の前提
 - 課税ベースが土地のみ
 - 日本の固定資産税は建物や償却資産も対象
 - 地価が市場価格を適切に反映している
 - 固定資産税評価額は公示地価の7割がめど
 - 住宅や農地の価格？

租税競争の実現性

11

- 日本
 - 標準税率より低い税率をかけると地方債発行などに支障
 - 「税額に相当する補助金」を使った実質的な減税はある
 - 不動産取得税、法人事業税、固定資産税など
 - 他方で、法人事業税の超過課税も見られる
 - 企業は動かないものとみなしているからか？
- 欧米
 - 法人税、消費税などについて実証分析が多い
 - 租税競争の存在が支持される
- 世界
 - OECD、東欧、アジア諸国での法人税の引下げ競争
 - 90年代から00年代へかけて：アイルランド、シンガポールなど
 - そろそろ一段落？
 - タックスヘイブン (tax haven)

固定資産税の資本化

13

- 資本化
 - 将来のサービスの価格変化が、資産価格に反映されること
 - 資産価格のファンダメンタルズは将来のサービスの割引現在価値だから
- 公共サービスの資本化
 - 質の高い公共サービスからの受益
 - 居住希望者の増加 →土地需要の増加 →地価の上昇
 - 応益課税としての固定資産税
 - 公共サービスの水準と、地価の上昇に伴う固定資産税増がちょうど対応
 - 賃貸住宅でも、公共サービスの増加は家賃の上昇を通じて家主に帰着
- 固定資産税の帰着
 - 土地を売却しない限り、土地の持ち主に帰着する
- その他の税の地方税としての望ましさを考えてみよう
 - テキスト220-221ページ